

議案第二八号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した簡易水道新設事業実施に伴う起債については地方自治法第七十九條第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決したので 同条第三項の規定によつて報告し 承認を求めらる。

昭和三十六年三月十一日提出

三朝 町長 坂 出 雅 己

昭和三十六年三月十七日承認

三朝町議會議長加藤幸太郎



専決処分書

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金壹百七拾萬円也

一 起債目的 簡易水道新設事業費充当のため

一 借入先 郵政省簡易保険局

一 借入利率 年一割以内

一 借入時期 昭和三十五年度、但し工事又は賤政の都合により起債

の全部又は一部を翌年度において繰越して借入れること
とができる

一 償還方法

昭和三十五年度より五年以内若し償還し得ば、以後二十五年以内
に毎年二回元利均等償還により償還するものとする（
郵政省において別に定められたときはそれに従う）

但し賤政の都合により繰上償還をせし又は償還年限を短

一 償還賦課

精し、若しくは低利債に替換えることができる
税収その他一徴入

昭和三十六年三月一日 号決

鳥取県東伯郡三朝町長 坂出 雅 乙